

2011年6月度 AIPPI・JAPAN 活動報告及び今後の予定

1) 平成 23 年度通常総会、理事会及び懇親会の開催報告

平成 23 年 6 月 8 日、東京大手町の経団連会館 5 階パールルームにおいて、当協会の平成 23 年度通常総会及び理事会が開催されました。

最初に行われた通常総会には、ご多忙の中 97 名の会員の方々にご出席をいただき、平成 22 年度決算及び平成 23 年度予算の審議に加え、公益法人制度改革に対する対応についても審議され、当協会は一般社団法人へ移行することが承認されると共に、移行に伴う定款変更（案）及び公益目的支出計画（案）についても提案通りに承認されました。

また、通常総会に引き続いて行われた講演会では、講師として特許庁岩井良行長官をお招きし、「知的財産を巡る我が国の現状と課題について」と題してご講演いただきました。

その後の理事会では、先の通常総会で新たに選任された理事の方々にご参加いただき、役員の改選について議案が審議され、米倉弘昌日本経済団体連合会会長が引き続き当協会の会長として承認されました。当協会の現在の役員は下記の通りです。

更に、会場をルビールームへ移し、会員の方々をはじめ、特許庁や裁判所関係者等、日頃当協会の活動にご協力いただいているの方々をお招きして、懇親会を和やかな雰囲気の中開催することができました。

(敬称略、○印新任、五十音順)

会 長	米倉 弘昌
副 会 長	熊倉 禎男
	丸島 儀一
	浅村 皓
理 事 長	○ 熊倉 禎男 (兼務)
常務理事	梅田 五郎 (常勤) (事務局長兼務)
常任理事	石田 敬
	○ 岡部 讓
	奥山 尚一
	片山 英二
	○ 西本 裕
	椋田 哲史
	吉武 賢次

2) セミナー及びシンポジウム開催報告・今後の予定

<開催予定>

・AIPPI セミナー

「米国における特許訴訟・最新の動向と対応策」

日時場所：平成 23 年 8 月 2 日 (火) 13:30~17:00

会 場：全日通霞ヶ関ビルディング 8 階 大会議室

講演者：萩原 弘之 氏

(N.Y.州及び米国特許弁護士、ロープス & グレー 外国法事務弁護士事務所)

使用言語：日本語

受講費：会員 5,000 円（会員以外の方 10,000 円）

※（参加お申し込みは、[こちら](#)からお申し込みください。）

セミナー開催案内：

当協会では、ROPEs & GRAY LLP 事務所より日米両国でご活躍の萩原弘之氏をお迎えして下記によりセミナーを開催致します。

最近、米国特許訴訟において極めて重要な CAFC 及び最高裁判決が下されており、多くの企業の関心を集めています。米国と関連のあるビジネスにおいて法律及び知財実務を担当される方々は、これらの最新判例の動向をとらえた上で必要な対策を認識しておく必要があります。

また、最近では、米国国際貿易委員会（ITC）訴訟が活発化しており、日系企業が訴訟当事者となるケースも年々増加しているため、セクション 337 訴訟の最新動向もふまえておく必要があります。

このセミナーでは、日本の実務家に対し（a）主要な最新判例の解説及び（b）これら米国訴訟の最新動向をふまえた上で、現在考えておくべき事項を同氏にご説明致します。特に注目すべきテーマ及び判例としては、

(1) 合理的ロイヤリティの抑制傾向

Lucent Techs., Inc. v. Gateway, Inc. / Wordtech Sys., Inc. v. Integrated Network Sol'n, Inc.
/ ResQNet.com, Inc. v. Lansa, Inc. . / Uniloc USA, Inc. v. Microsoft Corp.

(2) 故意侵害及び増額賠償

(3) 侵害教唆における故意要件の変化 Global-Tech v. SEB

(4) 特許権者の不正行為 (Inequitable Conduct)の基準変更

TheraSense Inc. (Abbott) v. Becton Dickinson

(5) バイドール法の適用

Board of Trustees of Leland Stanford Jr. Univ. v. Roche Molecular Sys. Inc.

(6) 特許無効の立証責任 Microsoft v. i4i

(7) ITC セクション 337 訴訟の最新実務

が挙げられます。米国特許訴訟に関する最新情報と、特許実務上有益な知識を得る良い機会となりますので、多数の皆様にご出席を頂きたく御案内申し上げます。

※当協会は、弁理士会継続研修の認定外部機関として認定を受けていますと共に、本セミナーについても外部機関研修として申請中ですので、3.0 単位が認められる予定です。ご希望の方には受講証明書を発行致しますので、申込の際、弁理士登録番号と共に予め事務局までお申し出下さい。セミナー終了後、証明書をお渡しします。

3) 判例研究会開催報告・今後の予定

<平成 23 年 6 月開催>

第 99 回判例研究会

1. 開催日：平成 23 年 6 月 29 日（水）
2. 場所：尚友会館 8 階 1 号, 2 号会議室
3. レポーター：竹中 俊子 氏（ワシントン大学教授）
4. 事例：

Monsanto v. Cefetra BV, Case C-428/08, 2010 ECJ EUR-Lex LEXIS 396; OJ EPO 8-9/2010, 428 (July 6, 2010)

去年の夏、欧州裁判所が示した Monsanto 判決は、欧州主要国における DNA 発明に対する特許の保護範囲のみならず、特許要件にも大きな影響を及ぼす可能性がある。本研究会では、Monsanto 判決の欧州特許条約や欧州連合バイオ指令の解釈の問題点を検討すると共に、Bilski 判決以降の米国の判例の動向に照らし、DNA 発明の特許保護のあり方について比較法的に分析する。

5. 関連資料：

Monsanto v. Cefetra BV, Case C-428/08, 2010 ECJ EUR-Lex LEXIS 396 (July 6, 2010)

参考資料：

Jan B. Krauss & Toshiko Takenaka, A Special Rule for Compound Protection for DNA Sequences - Impact of the ECJ “Monsanto” decision on Patent Practice, the Journal of Patent Office and Copyright Society (forthcoming 2011 summer)

Bilski et al v. Kappos, 130 S. Ct. 3218, 177 L.Ed 2d 792 (U.S. 2010)（裁判所意見 1～20 頁）

<http://www.jmripl.com/articles/MohanRam.pdf>

シラバスの日本語訳：<http://uspatentshugyoki.blog27.fc2.com/blog-entry-27.html>

<平成 23 年 7 月開催予定>

第 100 回判例研究会及び記念懇親会

1. 開催日：平成 23 年 7 月 21 日（火）
2. 場所：
【研究会】18：00～19：20・尚友会館 8 階 1 号+2 号会議室
【懇親会】19：30～21：00・ブラッスリー銀座ライオン 霞が関コモンゲート店
会費：5,000 円
3. レポーター：水野 敦 氏（凸版印刷株式会社 法務本部知的財産部，弁理士）
4. 演題：発明者の認定と特許を受ける権利の帰属について
5. 関連資料：
 - ① 知財高判平成 22 年 2 月 24 日 平成 21 年（ネ）第 10017 号
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100225142649.pdf>
 - ② 大阪地判平成 22 年 2 月 18 日 平成 21 年（ワ）第 1652 号

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100219091529.pdf>

以上